

調整結果報告第5号

行政区・町内会の取扱いについて

行政区・町内会の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第14回	平成16年12月24日	決定	第15回	平成17年1月14日
【調整方針】 1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。</u> 2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。 3 行政（公）区長会議については、年2回開催する。 4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。					

(別紙)

協議項目	22-1 行政区・町内会の取扱い		
決定されている調整方針	組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
行政区	<p>・組織</p> <p>公区長を置く。</p> <p>委嘱方法</p> <p>区域内住民の推薦により町長が委嘱する。</p> <p>任期 2年</p> <p>身分 非常勤特別職</p>	<p>・組織</p> <p>区長及び代理者を置く。</p> <p>委嘱方法</p> <p>区内の推薦により村長が委嘱する。</p> <p>任期 1年</p> <p>身分 非常勤特別職</p> <p>その他 村議会議員は、区長及び区長代理者となることができない。</p>	<p>・組織</p> <p>公区長を置く。</p> <p>委嘱方法</p> <p>区域内住民の推薦により町長が委嘱する。</p> <p>任期 原則2年</p> <p>身分 非常勤特別職</p>